

## ◇◆就学援助制度について◆◇

教育委員会では、お子様を公立の小・中学校へ通学させるうえで、経済的に困りの保護者の方に対し、学用品費・修学旅行費等を援助する事業を行っています。

### ☆就学援助の内容

学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費(定期健康診断で発見された特定疾病に限る)等就学に必要な経費の一部を援助。

※学校給食費は現物支給になります。

### ☆就学援助の対象となる方

- 1 生活保護を停止または廃止された方
- 2 市民税が非課税または減免を受けている方
- 3 児童扶養手当の支給を受けている方
- 4 その他保護者が特別な事情により就学に必要な経費の負担が経済的に困難な方

- ・援助を受けられる方の所得基準額は、世帯の構成・人数・年齢等により異なります。
- ・同居の家族で収入のある方全員の所得を合算します。
- ・世帯全員とは、血縁があるないにかかわらず同居している方全員のことをさします。また、保護者等家計を支えている方が、単身赴任等により別居している場合にも、同一世帯とみなし、その方の収入も世帯収入に含めます。
- ・所得とは、総収入金額ではなく、年間収入金額から給与所得控除等の必要経費を差し引いた額です。
- ・ひとり親家庭、持ち家でない方の場合、基準額は緩和されます。
- ・申請書等については、各小中学校にありますので、必要事項を記入し、学校へ提出してください。
- ・申請にかかる負担軽減と利便性の向上を図る観点から、申請者の同意がある場合、鈴鹿市教育委員会が申請者に代わって、住民基本台帳及び個人市民税課税台帳から必要な情報の提供を受けることができ、所得に関する証明書などの提出を省略することができますので、御承諾いただきますようお願いいたします。

### ☆援助費の支給時期

- ・援助費は、年額を3回に分けて支給します。(7月中旬・11月末・2月末)【予定】
- ・年度途中で認定を受けた方は、月割りの金額を支給します。
- ・振込は原則保護者の口座になります。  
ただし、学校集金で援助対象費目に未納がある場合は、支給された就学援助費を充当させていただく場合があります。

■問合せ：鈴鹿市教育委員会事務局 学校教育課 学事保健 G 電話 382-7618